

## ▼ 雑感：ドローン vs 米軍機 ▼

<2018.1.7 記>

昨年末<12.27 朝日>で、ハリス米太平洋軍司令官が小野寺防衛相に「米軍施設上空でドローン『規制を』」要請したことが報じられました。これは、15.9の改正航空法で空港周辺の上空域などでの無許可飛行が禁止され、16.3のドローン規制法で国の重要施設や原発上空の無断飛行が禁止されたものの、「米軍専用施設の上空を常時規制する対象にはしていない」ため、沖縄の米海兵隊基地キャンプ・シュワブの上空をドローンが頻繁に飛んでいて、「米軍機と接触するおそれもあり非常に危険」で、「基地狙うテロ懸念」もあるからだそうです。

政府関係者曰く「米軍の専用施設の防護という視点が二つの法律から完全に抜け落ちていた」とのことですが、素人考えですが、「日米地位協定の実施に伴う特例法により、改正航空法の関連規定は米軍専用施設に適用され」ないなどの“抜け落ち”は、むしろ日米安保条約による米軍施設の『治外法権』に起因するものと思われ、“自業自得”ではないのでしょうか。仮に、「米軍施設（上空）」に国内法の諸規制が及ぶことになった場合、一番困るのは米軍だと思います。そこは『治外法権』らしく、基地内上空に侵入したドローンは‘無条件に破壊・撃ち落とす’などの自衛措置を講じるしかないのではないのでしょうか。

なお、「日本国内の基地上空を飛び放題の現状に、米軍は以前から強い懸念を示していた」とのことですが、国内の「原発・核施設上空」を含む訓練空域外でもオスプレイ等の（ミサイルを搭載した？）米軍機が「飛び放題」であること（飛行禁止規定がなく、さらに最近は「部品落下・墜落のし放題？」であること）こそ、ドローンによるテロ攻撃以上に「非常に危険」な状態であることは明らかです。また、沖縄での例をニュースで見る限り、オスプレイ・ヘリコプター等の墜落・不時着地点は一時的に『治外法権』・米軍管轄となるようですが、もしも米軍機が原発・核施設敷地内に墜落・不時着した場合、事業者や地元自治体（警察・消防）等による事故対応に支障は一切生じないのでしょうか。

付言すれば、“乱発気味”の「Jアラート（ミサイル発射警報）」が、単なる周辺国（北朝鮮）に対する危機意識・排外感情を煽るための宣伝材料（プロパガンダ）としてではなく、真に一般市民・住民の安全確保を考えて発信されるものなら、少なくとも、ミサイル（部品）落下による被害が懸念される（ミサイル攻撃対象の一つと考えられる）運転中の原発・核施設をきちんと「緊急停止（遅くとも3～4秒で可能）」させるべきことは明らかで（使用済燃料プール等に貯蔵中の核燃料の被害は防げませんが）、政府がそのくらいの真剣な姿勢・状況分析をした上で警報を出さない限り、実効性・真剣味のある警戒・退避行動など誰も行なわないのは当然です。一方、このような日々変化する周辺国・ミサイル情勢による各種の“経済性損失”を回避したいなら、原発を廃炉にするしかありません。

<了>